

答申第1号  
平成29年2月13日

菊池市長 江頭 実 様

菊池市個人情報保護審査会  
会長 衛 藤 二 男

菊池市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第8号に基づく諮問について（答申）

菊池市個人情報保護条例第7条第2項第8号及び第8条第8号に基づき、平成29年1月26日付け菊総第848号により諮問があった案件については、審議の結果、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 公共施設に設置する防犯カメラの管理運用にかかる事務については、諮問書に添付された「菊池市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（案）」に従い管理運用していくことについて、適当であると判断する。  
ただし次の点に配慮することを要望する。
  - (1) 条例第8条第1号から第7号の規定により提供ができる場合を除き、民間事業者等に記録データを提供する場合は、同条第8号の規定により個別に審査会に諮問すること。
  - (2) 防犯カメラの使用は、その運用いかんによっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
  - (3) その他判断が付きがたい事案は、本審査会に意見を求めるなど慎重な対応を心掛けること。
  
- 2 法定相続人に故人の個人情報を提供することについては、条例第8条8号の「相当の理由」があるとは認められないため、情報提供することは相当ではないと判断する。